

令和 7 年中標津町議会 6 月定例会一般質問

通告	質 問 議 員	質 問 事 項
1	10 番 宗 形 一 輝 (P 2 ~ P 4)	1 将来的な介護人材確保のための奨学金等支援制度について
2	6 番 阿 部 隆 弘 (P 5 ~ P 6)	1 観光案内所について
3	11 番 江 口 智 子 (P 7 ~ P 11)	結婚支援の環境整備を 1 婚姻数の動向と独身証明書の発行について 2 結婚新生活の支援について 3 部局間連携について
4	15 番 松 村 康 弘 (P 12 ~ P 18)	1 町道整備の順位決定に町民参加と公開の手法を 2 ゴーダチーズのブランド確立を目指す施設の開設を！ 3 『防災 D X』新総合防災情報システム (SOBO - WEB) に参加を
5	1 番 武 田 開 人 (P 19 ~ P 21)	1 家庭ごみ収集の効率化と環境美化に向けたゴミステーション導入の検討を
6	5 番 平 山 光 生 (P 22 ~ P 27)	終活支援体制の強化を 1 終活用エンディングノートの整備を 2 終活登録制度の導入を
7	3 番 栗 栖 陽 介 (P 28 ~ P 34)	実効性のある景観条例について 1 太陽光発電事業者の所有権移転等の責任ある管理体制を 2 景観・環境に対するより深い理解を 3 太陽光パネル廃棄問題に適切な対応を
8	2 番 阿 部 沙 希 (P 35 ~ P 37)	1 移住者や子育て世帯などへの防災意識向上を
9	4 番 長 湊 豊 (P 38 ~ P 39)	1 中標津町の基幹産業である農業経営体の減少の認識と対策について

令和7年6月定例会一般質問

通告 1

質問 将来的な介護人材確保のための奨学金等支援制度について

答弁 制度の導入に向けて調査研究を進めてまいります

10番 むねかた かずき 宗形 一輝 議員

【質問：宗形 一輝 議員】

10番、宗形一輝です。将来的な介護人材確保のための奨学金等支援制度について質問させていただきます。

中標津町では、外国人財推進事業の一環として、日本語学校に通う外国人留学生に対し、月額5万5,000円の支援を行い、卒業後、町内就労を促しております。

しかしながら、卒業後の進路として町外の専門学校や大学に進学する学生もあり、結果として、町に残って働いてもらえるかどうか、依然として不透明な状況にあります。

一方、町内では介護人材の不足が深刻な問題となっており、特に介護士については将来的にも継続的な人材不足が懸念されます。

先日、視察を行った帯広第一病院の看護部長から伺った話によれば、看護人材の確保においては、各地で奨学金や待遇改善により人材の取り合いが生じているということがあり、他の業種でも同様の状況が見られると考えます。

そのような背景を踏まえ、将来的に中標津町で介護人材として活躍してくれる若者の確保を目指し、奨学金等の支援制度を導入する必要があると考えます。

例えば石川県では、外国人介護福祉士養成支援事業費補助金により、介護福祉士を目指す学生に対し、学費や生活費の一部を補助し、卒業後に県内就職と定着を促しています。これは外国人に限らず、地域に貢献する人材を育てるモデルとして参考になる制度です。

中標津町においても、将来、介護福祉士として働く意思のある高校生や若者に対し、専門学校、大学への進学支援、卒業後の町内就職を条件とした奨学金の返還免除制度、就労後の生活支援、定着支援策の実施などを一体的に行うことで、町内の将来の担い手を計画的に育成していく必要があるのではないのでしょうか。中標津町出身の若者が、町外で介護福祉士等の資格を目指す場合、奨学金等で支援し、卒業後に町内での就職を促す仕組みの



導入について、町としてのお考えをお聞かせください。

また、外国人留学生を含めた全ての将来の人材候補に対し、介護を含む地域の担い手として活躍してもらうための包括的な制度設計を検討していかなければならないのではないかと考えますがいかがでしょうか。以上、町長のお考えをお伺いいたします。

【答弁：町長】

宗形議員御質問の将来的な介護人材確保のための奨学金等支援制度について御答弁申し上げます。

本町の高齢者人口は、高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画において、2025年で6334人、2040年には6415人と見込んでおります。令和6年1月1日現在で、北海道全市町村の中で高齢化率が4番目に低い町であります。今後も高齢者人口が増加するため、さらなる介護人材の需要が見込まれますが、令和6年度の介護報酬改定に伴う訪問介護サービスの報酬引下げなどにより、介護人材確保が厳しい状況となっております。

御承知のとおり本町におきましても、介護サービスの縮小や休止を余儀なくされる事業所が発生しており、介護人材の確保は喫緊かつ深刻な課題として、これまでの介護人材の育成確保に向けた研修講座の開催に加え、中標津町介護保険事業者協議会からの要請を受けて、今年度より介護職員の資格取得等に必要な費用の支援及び外国人介護人材を受け入れる際に必要な経費を支援し、安定的な介護サービス提供体制の構築に努めておりますが、十分とは考えておりません。

御質問の奨学金等支援制度につきましては、把握できる範囲でございますが、令和6年度に同様の支援を行っている道内の市町村は26市町村ございまして、有効な手段の一つと認識しております。中標津町介護保険事業者協議会との協議を踏まえ、必要な対策を検討してまいりたいと思っております。また、地域の担い手として活躍してもらうための、包括的な制度設計につきましては、制度の導入に向けて調査研究を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。以上です。

【質問：宗形 一輝 議員】

10番、宗形一輝です。再質問させていただきます。

町長からの御答弁では奨学金等の支援制度について、有効な手段の一つとして認識しているということでしたけれども、また、中標津町介護保険事業者協議会との協議を踏まえて、今後検討していくとの御説明がありました。

しかしながら、今まさに人材の奪い合いが都市部を中心に起きている中、人口減少が進

む地方では、待っていても人材の集まる状況ではありません。むしろ、町が主導的に制度を構築して早急に取り組む必要があると考えます。

町では、今後高齢者人口が増加し、介護ニーズが一層高まることを見込まれる中で、現場の介護事業者の負担は年々重くなっております。必要な対応を検討していくのではなく、町が主体となって具体的な奨学金制度を創設し、実行段階へと踏み出すことこそが、町に求められているのではないのでしょうか。

そこで再度ですがお伺いさせていただきます。奨学金制度を有効な手段として認識されるのであるならば、町が主導し奨学金制度を早急に制度化できれば、人材不足を解消に向けて実行していくべきと思いますし、U I J ターンの事業でしたり、外国人財育成事業等を今町がやっておりますけれども、それらが活かされていくのではないかと考えます。

町長の明確な御決意と実施に向けた具体的なスケジュール感を含めてお聞かせいただければと思います。

【答弁：町長】

再質問にお答え申し上げます。

いろんなものの事業の中に支援するための制度というのはあるんですが、結果的には全部の市町村がやり始めて、それが最終的にはならされてしまって、さらにそれを値上げするというような消耗戦につながってくる恐れがあるというのございます。

それともう一つやはり、介護報酬制度そのものがですね、どうもやはり、介護をする人材の確保につながるための支援制度としてですね、金額的な報酬ですね、が見直さなければいけないというのもありますし、そちらも一生懸命、要請をしっかりとしていかなければいけないと思います。

支援制度につきましては、もちろん十分必要性は感じているところでありますが、周りの状況、それから町内における介護の状況をしっかり見ながらですね、考えていきたいというふうに考えております。以上です。

令和 7 年 6 月 定例会一般質問

通告 2

質問 観光案内所について

答弁 実情に合った観光案内体制の整備に努めてまいります

6 番 あ べ たかひろ 阿部 隆弘 議員

【質問：阿部 隆弘 議員】

6 番、阿部隆弘でございます。本町の観光案内所について御質問をさせていただきます。

本年度、4 月 1 日より、なかまっぷにありました観光案内所が観光協会の事務所に移転をいたしました。空港には根室観光連盟の観光案内所があり、各市町村の観光案内所は、観光地や駅構内、バスターミナル、商業施設など様々であります。



本町の観光案内所は、私の記憶するところでは、交通センター開設当初、待合所の売店にあったと記憶しております。その後、開陽台展望館が開設時に展望館内の売店に移転となり、売店閉店後、なかまっぷに移り現在に至ると思っております。

当初観光協会は役場内に事務所があり事務局も職員が担っていました。しかし、一般社団法人に移行するとともに、事務所も役場から現在の場所に移転となり、現在の運営形態で観光案内所を運営しております。

現在の場所は、その当時、移転先も見つからず、現在の会長の協力により所有するビルに移転が決まったとお聞きしております。現在の場所では、電話での対応には変わりはありませんが、旅行者にとってはバスでの移動、徒歩ではかなり遠く不便だと思います。

観光案内所の運営形態も様々ありますが、行政が担うところも数多く存在いたします。そこで、例えば交通センターの待合所の公衆電話の設置されていたカウンターにモニターを設置し、本町のキャラクターがアバターとして問合せに答えるなど、Wi-Fi や AI を駆使して対応するため町が設置し、運用を観光協会に委託する方法を行ってはいかがでしょうか。また、開陽台展望館にも設置可能ですし、モニターと観光協会事務所をつなげ、画面を通して観光案内の対応も可能になるなど、旅行者の困ったときの対応に迅速に応えられるものと考えます。

近年はインターネットやスマートフォンの普及により旅行者が事前に調べ、移動中も検

索できるなど観光案内の需要が減少しているのかもしれませんが、相手の知りたい気持ちに応えられる観光案内所は必要であります。また、インバウンドの需要も高まっている昨今でございます。モニターでの多言語対応も可能となります。ぜひ町長のお考えをお聞かせ願います。

【答弁：町長】

阿部議員御質問の観光案内所について御答弁申し上げます。

中標津経済センターに配置しておりました観光案内所は、これまでなかしべつ観光協会が中標津町商工会に業務委託していたものを、今年4月からなかしべつ観光協会事務所へ移転し、直営で観光案内を実施するものでございます。直営による効果として観光情報の一元的な提供と今後の案内業務サービス向上を図るとともに、そこで得た旅行者のニーズを蓄積し、次の事業展開につながるものと認識しております。

議員御提案の交通センター待合所や開陽台など、公共性の高い場所においてモニターを設置し、アバターやAIを活用した観光案内システムの導入につきましては、デジタルを活用した先進的な御提案であると受け止めております。

また、今後インバウンド需要の高まりを踏まえると、多言語対応可能なデジタル案内システムも、町の観光受入れ体制の強化に資するものと考えます。

一方で、現在、既に多くの情報取得はスマートフォンなどインターネットを利用した自己解決型が主流となっておりまして、なかしべつ観光協会のホームページも英語版が用意をされております。既にあるものを活用しながら、来訪者との会話を大切に観光案内をすることによって、旅行者が旅の思い出となり、リピーターとなっていただけることが望ましいことも考えていることから、直営となった観光案内の今後の実績を見ながら、実情に合った観光案内体制の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。以上です。

令和7年6月定例会一般質問

通告 3

質問 結婚支援の整備を

11番 えぐち ともこ 江口 智子 議員

【質問：江口 智子 議員】

11番、江口智子でございます。結婚支援の環境整備について質問いたします。

2015年以降、減少に転じた中標津町の人口は、在住外国人の増加による社会増があるものの、ここ数年は年間約200人から300人のペースで減少しています。出生数が低下していることに加え、団塊の世代が後期高齢者となったことで、今後も自然減が自然増を上回ることは避けられない状況にあります。

また、進学で町外に転出した人のUターンが少ない、若い世代の女性の転出が多いという分析結果も浮き彫りとなっています。

一方、町内で結婚し自然増への期待を担う方々が存在します。本日は、こうした新しい人生のステージを中標津町でスタートさせる人たちに対する支援の環境整備について、1件、3点にわたり質問いたします。



質問 婚姻数の動向と独身証明書の発行について

答弁 交付可能であり今後周知を図ってまいります

11番 えぐち ともこ 江口 智子 議員

【質問：江口 智子 議員】

1点目は婚姻数の動向と独身証明書の発行について質問いたします。

第2期中標津町まち・ひと・しごと創生総合戦略、人口減少に対応した重点施策によれば、人口減少の要因1に、未婚率の増加により出生数が低下していると明記されています。コロナ禍となった2000年以降、数年間は全国的にも婚姻数が急激に低下したと報じられましたが、コロナの前後を比較して、中標津町における婚姻数はどのように推移している

か伺います。

また、先般新聞等で法務省が独身証明書の発行を本籍地以外でも取得可能にしたとの記事を目にしました。身分の詐称や詐欺を防ぐため、独身証明書の提出を求める結婚相談所やマッチングアプリが増えていると言ひ、地元の役場で知り合いに知られるのは恥ずかしいという声を受けて、道内では札幌市や苫小牧市をはじめ続々と発行を開始、または予定している自治体が増えています。

こうした配慮は、いわゆる婚活へのハードルを下げ、町が結婚を後押しすることにつながると思いますが、独身証明書の発行について中標津町ではどのような対応を考えているか、あわせてお聞きします。

【答弁：町長】

議員御質問の結婚支援の環境整備について御答弁申し上げます。

まず1点目の婚姻数の動向と独身証明書の発行についてですが、婚姻数の動向といたしましては、新型コロナ感染拡大前である2019年度には243件に対しまして、2020年は186件、2021年は217件、2022年は190件、2023年は194件、2024年は208件と減少から横ばいの傾向に推移をしております。

また、独身証明書の発行につきましては、法務省より独身証明書については戸籍情報システムを活用して、本籍地以外の市町村において交付することも可能である旨示されたところでございます。

これに伴いまして、本町でも交付が可能であることから、今後周知を図ってまいりたいと考えております。以上です。

質問 結婚新生活の支援について

答弁 多面的な取組を効果的に組合せ施策を進めてまいります

11番 ^{えぐち}江口 ^{ともこ}智子 議員

【質問：江口 智子 議員】

11番、江口智子でございます。2点目は結婚新生活の支援についてです。

道内の一部自治体では、新婚世帯を対象に国の交付金を活用し、新居の購入費、家賃やリフォーム代、新居への引っ越し費用など、結婚に伴う新生活のスタート費用の支援を行っています。

根室管内では、根室市が条件によっては最大 100 万円までの補助を行っており、令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの活用状況は 40 件となっています。結婚したいけれども、費用に不安があって踏み切れないという人たちにとって、安心して新生活をスタートしてもらうため、中標津町もぜひ、この制度を活用すべきではないでしょうか。町長の考えを伺います。

【答弁：町長】

御質問の 2 点であります、結婚新生活の支援について御答弁申し上げます。

議員の御質問にあります国の交付金は、現在はこども家庭庁所管の地域少子化対策重点推進交付金の一つ、結婚新生活支援事業として、国と自治体が 2 分の 1 ずつ負担し、住宅取得費用や住宅賃借費用、引っ越し費用など、新生活のスタートに際しての経済的な負担を軽減するもので、令和 6 年度は根室市をはじめ道内 62 自治体が活用しております。

私としましては、この制度は新しく家庭を築く方々に対し一時的な支援にはなるものと思いますが、その後の出産や子育てといったライフステージにおいて、経済的不安は残るものと考えますし、この支援によって婚姻率の上昇に結びつくかどうか、その効果を慎重に見極めることが必要であるというふうに考えております。

本町では、令和 4 年度に町内 20 代男女に対し実施したアンケートにおきまして、結婚の障害となっている要因としましては、交際相手がいないことが最も高い結果となり、また、この障害となっている理由を出会いの場がないと回答した割合が 8 割ほどに上ったことを受け、まずは若者の出会い、交流の場の創出を優先施策と位置づけ、令和 4 年度より、若者を対象とした交流イベントの開催などに取り組んできたところであります。

人口減少の抑制に当たっては、本町の現状や若者の意識を分析し、若者の交流、出会いの場の創出のほか、出産、子育て支援、若年女性の流入や定着の対策、若い世代の雇用環境改善など、多面的な取組を効果的に組合せ施策を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。以上です。

質問 部局間連携について

答弁 具体的な施策について適宜検討してまいります

11 番 えぐち ともこ 江口 智子 議員

【質問：江口 智子 議員】

11 番、江口智子でございます。3 点目は、部局間連携について質問いたします。

結婚は人生において大きなイベントであり、結婚して子をもうけ、家庭を営む 2 人は町にとって人材、人の財と言っても良いと思います。同じ方向に向かって歩み始める 2 人を町として感謝の気持ちを込めて祝福してはいかがでしょうか。

最近は写真や動画を駆使し、自分たちの結婚や出産を自己プロデュースする人が大変増えています。例えば結婚指輪をした 2 人が婚姻届を持った写真を SNS に載せて結婚報告をしたり、徐々に大きくなっていく奥さんのお腹を大切そうに見つめる御主人との写真を月毎に投稿する等、昔は紙の写真を綴ったアルバムが何冊もたまっていたいましたが、今はデジタルが主流となり SNS に記録をとどめる時代になりました。時代に対応すべく、釧路市のように中標津町オリジナルの記念用婚姻届を用意したり、入籍した人に町長が直筆のお祝いメッセージを贈呈する等、SNS 映えするアイテムを作成し祝福を伝えてはどうでしょうか。

こうした傾向性は、最前線で窓口業務に当たる職員の皆さんが敏感に察知しているでしょうから現場の声を反映させて、町は結婚した 2 人を祝福し大切に思っていますというメッセージとして伝えていくことが、まちへの愛着につながり、いずれは結婚を祝ってくれるから中標津で結婚したいという評判を呼ぶかもしれません。

そのためにも、関係部局間で意見を出し合いながら検討していただきたいと思いますが、こうした部局間での話し合いはこれまで行われてきたのでしょうか。また、行われていないのであれば、今後、開催の意向についてどのように考えられているかお聞きします。

【答弁：町長】

御質問の 3 点目であります部局間連携について御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、本町において婚姻の届出を出される方に対し、何らかの形で祝福のメッセージをお伝えすることも、町に対する愛着、イメージ醸成につながるものと考えます。

婚姻届は全国のどの自治体でも受理することが可能なことから、全国でも観光 PR や関係人口の創出、移住・定住促進につなげるため、オリジナルの婚姻届を作成している自治体があることは存じております。

本町におきましても、今後は住民からの要望や意見を庁内で収集するなど、必要に応じまして話し合いや調整を行ってまいりたいと考えております。

また、関係部局間での意見交換につきましては、常に良好な連携を維持することを目指しており、具体的な施策につきましては適宜検討してまいりたいと考えておりますので、

御理解を賜りますようお願い申し上げます。

【質問：江口 智子 議員】

11 番、江口智子でございます。再質問させていただきます。

伺ったところ、昨年の婚姻数 208 件のうち、結婚情報誌の付録など、オリジナルの婚姻届を使用したケースは 4 割程度に上るとのことです、ニーズは十分にあると言えます。

特に役所に提出する婚姻届とは別に、手元に残せる記念用婚姻届や結婚証明書の類いは、自然増の要となる方々にとって、折に触れて中標津町民であることを意識させる記念の品になると思いますが、こうしたことを踏まえ、庁内における話し合いや調整の在り方について、どのように進めていかれる予定であるか伺います。

【答弁：町長】

再質問にお答え申し上げます。

婚姻届のオリジナルの届出用紙というのは 4 割というふうにおっしゃいました。そのとおりでございます、そのうち自治体のですね、オリジナル届出用紙というのは 2 件ございまして、数字にしまして 4 % というふうになります。

あともちろん婚姻届の提出時には、職員のほうからも当然、お祝いの言葉を添えておりますし、また、届出用紙につきましては、実は民間サイトのオリジナルの届出用紙というのが何百種類も実はございまして、ダウンロードできる環境がございまして、それを使っている方も多くいらっしゃるの事実でございます。

今後、研究を行ってまいりたいと思っております、どのようなものかというのも含めてですね、検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

令和 7 年 6 月 定例会一般質問

通告 4

質問 町道整備の順位決定に町民参加と公開の手法を

答弁 丁寧に説明し理解が得られるよう努めます

15 番 まつむら やすひろ 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

15 番、松村康弘でございます。このたびは 3 点の質問を準備いたしました。

1 点目でございます。町道整備の順位決定に町民参加と公開の手法と題して質問いたします。

私の手元に町長あての町道に関する 1 通の要望書の写しがございます。これは私が副会長を務める町内会のものではない、ほかの町内会の町民より、長年にわたり改修と速度制限に関する要望を挙げているが、一向に対応がされず、意を決して私に善処を求めて持ち込まれたものでございます。このような町民の切実な要望に私たち議員はどのように対処すべきものか考えた末にこの質問を準備いたしました。よろしく御答弁をいただきたいと思います。

そもそも舗装された町道はいたるところで穴だらけ、その場しのぎの補修が繰り返された結果、不陸はさらにひどくなり、十分な減速なしには通行できないような箇所も多々ございます。地方自治体レベルの道路補修費が余りにも少ないのが根本原因ではありますが、さりとて、それを毎度利用している町民のフラストレーションは日々昂じて町政不信となっておりまいます。

町道整備 5 箇年計画の策定など、建設水道部は町内会に対して要望の取りまとめを行い、それは部局内の調査、議論を経て予算化されてまいります。我々議員はその過程を押し量って、苦しい予算運営を求められている管理課は、とてもよくやっていると、その努力を多とするものですが、一方で、その選に漏れた要望を出した町民、それを代弁した町内会、町内会長にとっては心穏やかならぬものがあるのは十分に推測できると思います。

さて、このような状況を改善する方法はないものだろうと考えた結果、一つの試案にたどり着きました。それが表題にある、順位決定に町民の参加と公開の手法ということなの



です。

その手法なのですが、まず町内会から提出された要望は建設水道部によって取りまとめられ、ほかの町内会にも公開されます。各町内会は会員に諮り、他の町内会から提出された改善要望を理解した上で優先順位を決める投票をします。投票は各町内会に2票を渡されます。当然自分の町内会要望に丸はつくものとして、さて、次のもう1票はどこかほかの町内会から提起された場所に投票されます。その結果、多数を得たところは町民による補修などの緊急度のレベルが高く、それをみんなで認知したということになるはずです。建設水道部はこれを公開して、さらに予算の補助金の出どころなどを考慮して、施工箇所を決定し予算化していくというような、プロセスを発想をしてみるのはいかがでしょうか。

このような手法の確立は中標津町自治基本条例の目指すところのものであり、必ず町内会活動の内容を進化させ、参加者増のきっかけになるとも考えます。

この質問で私は、参加と公開というテーマを追求して、道路補修に関わる順位決定の手法を提起いたしました。この原則に則った手法は様々にあると思われます。

私たちは5月の道外視察研修で訪れた町や市において、様々な問題を抱える住民に積極的に参加していただき、その声を公開することで、さらに共感の輪が広まる様を間近に見てまいりました。

町民参加の機会を積極的につくり上げることが、結果として協働の現出となり、町職員に対する信頼もさらに深まるのではないかと申し上げまして、このたびの質問といたします。よろしく御答弁のほどお願い申し上げます。

【答弁：町長】

松村議員御質問の、町道整備の順位決定に町民参加と公開の手法をについて御答弁申し上げます。

中標津町の管理する町道の現状でございますが、令和7年4月現在で624km、市街地の舗装率は77.2%、郊外地は56.76%で約243kmが舗装道路となっております。

近年は、これまで整備された道路も降雨や凍結融解など厳しい自然環境にさらされ、劣化による舗装の損傷などの補修が年々増加しており、道路の補修や改修についての町民の方より意見や要望が多く寄せられておりまして、すぐに補修ができず皆様に大変御不便をおかけしているところでございますが、今後も緊急的なもの以外の補修につきましては、優先順位などを考慮し、効率的な補修ができるよう進めていきたいというふうに考えております。

また、道路整備5箇年計画の路線の選定に当たりましては、町民の皆様が望む道路整備

を進めるため、町内会へ要望路線の聞き取りを行い、調査や取りまとめをした上で公表し整備を進めております。現在実施中の第8期道路整備5箇年計画策定に当たりましては、各町内会で要望路線に優先順位をつけていただき、町民のニーズを考慮して策定したところでございます。

松村議員御提案の町道整備の順位の決定手法につきましては、様々な考え方や決め方がございますが、道路整備は市街地道路のように騒音や振動対策、防じん対策を主な目的とした生活道路の整備と、郊外地道路のような酪農業に係る物流の効率化を目的としたものがございます。また、計画策定に当たりましては、交通量や沿線住宅の戸数、各町内会の舗装率や日々の維持管理頻度など、町内会からの意見のほか、道路管理者である町が公平性や効率性、または他の事業計画なども考慮して策定しております。

したがって、計画策定に当たりましては、今後も様々な手法で皆様からの御意見をできる限りお聞きし、計画に反映したいと考えておりますが、町民の御意見をもとに道路管理者としての意見も考慮し決定していく必要があると考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、様々な理由により御要望に応じることができなかったものにつきましては、その理由について周知するとともに、丁寧に説明し理解が得られるよう努力をしていきたいと考えております。また、道路補修や改良舗装は、限られた予算の中で、実施していることから、皆様の要望に迅速に対応できない場合もございますが、今後も適切な維持管理や補修を行うとともに、舗装率の向上に向け整備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

質問 ゴーダチーズのブランド確立を目指す施設の開設を

答弁 関連企業や団体と協力体制を築いてまいります

まつむら やすひろ
15番 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

2点目の質問でございます。15番、松村康弘でございます。

2点目の質問、ゴーダチーズのブランド確立を目指す施設の開設をと題しまして質問いたします。

雪印メグミルクのチーズ工場が生産力5割アップを目指して増強されるとの新聞報道に接し、我が地域のゴーダチーズは食生活を支える出汁として、さらにニーズが高まって

いることに強い期待がわきました。

かねてより、地域振興の重要なテーマであるはずの、チーズといえば中標津、北海道ゴーダチーズのふるさととは中標津というようなブランド確立に行政は積極的に動く時と考えますがいかがでしょうか。

残念ながら私たちはそのような拠点施設について、マーケットリサーチを経て、チーズの交流広場、またはチーズのお城を構想するようなノウハウはありません。

しかしながら、中標津空港に向かう丸山公園の池を眼前に背後に丸山を配するあのあたりに、ゴーダチーズの特性を遺憾なく発揮し訪問者を堪能させるチーズの情報発信基地となる施設は、本町にとって魅力的な広く人々を集める可能性があると思います。以前、時の道しるべと題して一般質問をいたしておりますが、特に雪印メグミルクについては、中標津が発祥の地とされており、初代社長である名誉町民、児玉由一氏の事績や健土健民を唱えた黒澤西蔵さんの理念などは、この地より広宣流布されるべき時だと考えます。

今、米の高騰が現出している一方で、一歩間違えれば日本人は飢えるかもしれないという問題意識は極めて希薄な状況下で、中標津町が健土健民の理念のもと、ゴーダチーズのブランド化を見据え、例えば施設を地域創生補助金によって建築し、公設民営などの方法も視野に入れて可能性を追求すべき時であると主張いたします。町長はいかがお考えになりますでしょうか。

【答弁：町長】

議員御質問の2点目でございます。ゴーダチーズのブランド確立を目指す施設の開設につきまして御答弁申し上げます。

御提案のゴーダチーズのブランド確立及び情報発信基地となる施設設置の可能性につきましては、基幹産業を酪農とする本町にとりまして、地場産品を活用したブランド化、観光振興、交流人口の拡大という観点からも大変意義深いものというふうに考えております。

特に雪印メグミルクの中標津ゴーダチーズや畜産食品加工研修センターのA F くらぶゴーダチーズは、ふるさと納税の返礼品としても非常に人気が高く、町の財政にも大きく貢献をしております。この成功を基盤にチーズブランドの確立を目指すことは、本町の持続可能な発展において重要な施策の一つであります。

中標津のチーズをテーマとした施設の開設につきましては、畜産食品加工研修センターが築38年を経過し狭隘化しているという現状を考慮しますと、新たな施設展開を考える時期に来ているのではないかと考えられますが、中標津のチーズブランド価値向上とチーズ

に関する教育、観光、文化の振興を図る上でふさわしい場所の選定も含め、引き続き、地域資源を活用した産業振興に力を入れ、中標津のチーズブランドを確立振興するための具体策につきまして、雪印メグミルクや明治をはじめとした関連企業や団体と協力体制を築いてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

**質問 『防災DX』新総合防災情報システム(SOBO-WEB)に参加を
答弁 システムの習熟を進め効果的な対応に努めてまいります**

15番 まつむら やすひろ 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

3点目の質問です。15番、松村康弘でございます。3点目の質問でございます。

防災DX新総合防災情報システムSOBO-WEBに参加をというテーマでございます。

過日、5月27日、議長とともに東京国際フォーラムにおいて、令和7年度町村議会議長副議長研修会に参加してまいりました。

従前の経験では、自治体運営について参考になるような講演が多いのですが、今回はその様相は全く違ったものでした。

3本の講演のうち最初が内閣府防災担当者からなされましたが、それが広域災害対応を含めた自治体の災害対応力強化に不可欠な防災DXというもので、レジュメの1ページには今後想定される大規模地震等について表記があり、その中で日本海溝千島海溝周辺海溝型地震としての記述は、想定避難者数最大60万人、想定死者数最大19万9000人となっており、およそ30%、これは私が今後日本を襲う最大の地震と考えていた南海トラフ巨大地震、想定避難者数最大500万人、想定死者数最大32.3万人、約6.5%と比較すると、比率において災害の巨大さは、我が地域のほうがはるかに厳しいものだということが書かれておりました。

そして次に、3つの現在内閣府が構築中の防災DXが示され、1、災害時の自治体間の情報共有にも役立つ新総合防災システムSOBO-WEBとの連携利用拡大の推進、2、平時の災害応急物資の備蓄状況の可視化、災害時の物資支援の広域連携を実現する新物資システムB-ploの利用促進、3、避難所の入退所管理や罹災証明書交付等被害者支援業務を効率化・最適化するクラウド型被災者支援システム等の被災者支援DXの導入・利活用の促進について、詳しく説明がなされました。

国は先の石川県における経験を教訓に、国が独自に地方に直接支援をしていくことや、プッシュ型の支援体制を構築しようとしていて、そのための手段を総動員し、自治体に対し切実に情報の提供とシステム構築と運営に参加してほしいと願っていることがひしひしと伝わってくる講演でありました。

国はこのプラットフォームを今年中に完成させたいと述べています。しかしながら、全国に対する認知度と普及に関しては、まだまだというところで、その危機感が今回の全国の議長副議長が一堂に会する、この東京国際フォーラムにおける今般の講演になったと思います。

東日本大震災に際して、後方支援に存在感を示した岩手県遠野市を視察しておりますが、中標津町として、この要請に積極的に応じることは、迫りくる巨大地震に準備するだけではなく、内陸の中核都市を自負する我が町の使命ではなかろうかと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

議員の３点目御質問の防災ＤＸ新総合防災情報システムＳＯＢＯ－ＷＥＢに参加をについて御答弁申し上げます。

日本は地震や津波、台風といった過去から経験してきた自然災害に加え、近年では集中豪雨による河川の氾濫や急激な気温変動、猛暑、異常低温といった気象現象が顕在化しており、これまでにない多様な災害リスクが交錯する状況にあります。

このようなことから、国では最新のデジタル技術を活用して、災害の予測や早期警戒、被災地の状況把握、救援活動の効率化を図り、防災対策を強化・効率化する防災ＤＸの取組を進めており、内閣府は広域災害対応を含めた自治体の災害対応能力強化として、システムの利用を推進しております。

御質問にありました、一つ目の災害時の情報共有を強化するために構築されたシステムである新総合防災情報システムは、各省庁や地方自治体、指定公共機関等の災害対応機関が持つ被災の状況を、それぞれが地図情報に落とし込み共有できるもので、広域災害時における災害対応機関の情報共有に役立つものです。

また、二つ目の災害時の物資調達・輸送調整を支援するために開発された新物資システムは、地方自治体における災害応急物資の備蓄状況を可視化し、災害時の物資支援の広域連携を実現するものでありまして、これらのシステムにつきましても、北海道の働きかけにより、本町を含めた全ての道内自治体が既にアカウントを取得し、利用できるものとなっております。

また、三つ目の災害時に被災者台帳の作成や支援金のオンライン申請など、被災者の支援業務を迅速かつ効率的に行うためのクラウド型被災者支援システムにつきましては、本町は令和4年度末に導入済みであります。全国的には初期費用や運用費用の面から普及が進んでいない状況となっているようですが、より多くの自治体がこのようなシステムを導入し、災害時の被災者支援がスムーズに行えるようになることが期待されております。

本町としましては、今後予想される大規模な災害の発生に向け、本町の備えとしてだけでなく、より広域的な視点に立った災害対応、支援や受援に資するため、これらのシステムの習熟を積極的に進め、迅速かつ効果的な対応が可能になるよう努めてまいります。

併せて、引き続き、防災訓練、啓発活動に意欲的に取り組み、北海道や近隣自治体との連携を図りながら、災害に強いまちづくりを進めてまいりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。以上です。

令和 7 年 6 月 定例会一般質問

通告 5

質問 家庭ごみ収集の効率化と環境美化に向けたゴミステーション導入の検討を

答弁 できる範囲から段階的なステーション化を検討します

1 番 たけだ かいと 武田 開人 議員

【質問：武田 開人 議員】

1 番、武田開人でございます。通告に基づきまして、家庭ごみ収集の効率化と環境美化に向けたごみステーション導入について質問いたします。

現在、中標津町では家庭ごみの収集において各戸別の収集方式がとられており、各家庭がそれぞれの敷地前などにごみを排出する体制となっています。この方式は一見すると利便性が高いようにも見えますが、ごみ置場が不明確でトラブルの原因となるケースも見受けられます。さらに、敷地ごとに設置された複数の個別ごみ箱が住宅地内に乱立することで、景観を損ねる要因となっています。

また、近年では、集合住宅においても各戸毎のごみ箱が設置されている物件が増えており、一つの建物に複数のごみ箱が点在することで、収集作業にかかる手間や時間が増大し、収集効率の悪化につながっている現状があります。物流の 2024 年問題による人材確保の難しさや、収集作業の省力化が求められる中、現在の体制を持続可能なものとするには、抜本的な見直しが必要です。

こうした課題を踏まえ、他自治体で広く導入されているごみステーション方式の導入を本町でも積極的に検討すべきではないかと考えます。ごみステーション方式は、地域内に共同の集積所を設け、周辺の住民が協力して排出することで、市町村が一括して効率的に収集できる仕組みであり、排出マナーの改善、美観の維持、収集経費の削減といった多くの利点が報告されています。

実際に登別市では世帯数に応じた設置基準や補助制度を整備し、円滑な運用が行われています。

また、令和 6 年 9 月議会の一般質問で町長からは、白樺町内会をモデル地区として、既にごみステーション化に取り組んでいる旨が示され、開発申請時点から協議を行い、24



区画で5基程度のごみ箱を設置する予定であるとの具体的な進捗が報告されました。

このモデル事例を踏まえ、中標津町全体への段階的な導入を進めていくためには、地域コミュニティとの連携や理解促進、さらに高齢者や身体的負担を抱える住民への支援体制の構築が不可欠です。

以上の観点から、本町におけるごみ収集の在り方を、より効率的で公平性のある持続可能な仕組みへと見直すべきと考え、町の見解と今後の方針を伺います。

【答弁：町長】

武田議員御質問の家庭ごみ収集の効率化と環境美化に向けたごみステーション導入の検討をについて御答弁を申し上げます。

昨年9月定例会において江口議員より御質問ありましたとおり、新興住宅地へのごみ箱のステーション化につきまして、事前協議を実施し5基程度のごみ箱の設置を計画いたしました。新築住宅の状況を勘案し、現時点で既に2基の設置を行ったところであります。引き続き、作業員の負担軽減や収集の効率化、持続可能な仕組みを念頭に取り組みを継続してまいりたいと考えておりますが、実現の背景には、町内会の御理解と御協力や新興住宅地であったこと、また、地権者と事前協議を行い御理解を得られたことなどがあります。

一方、町全体のステーション化につきましても調査検討を進めており、長年習慣になっている戸別収集をステーション化へ見直すことは、用地や費用の問題、維持管理方法、また、不要となるであろう個人が購入した既存のごみ箱の問題なども存在しておりますが、できる範囲から段階的なステーション化を検討し、地域の御理解と御協力を得られるよう進めてまいりたいと存じておりますので、御理解をお願い申し上げます。以上です。

【質問：武田 開人 議員】

1番、武田開人でございます。再質問させていただきます。

御答弁の中でも、ごみの収集ステーション化について、調査検討を進めるという趣旨の説明がありましたが、具体的には現在白樺町内会でのモデル地区設定のみとなっている状況だと思います。今後、全町でのステーション化に向けて、より具体的な取組の検討状況について質問したいと思います。

例えば、集合住宅について現在の戸別収集の方式から1棟まとめた集積を推奨すること。また、資源ごみについては現在、ほかのごみと同様に戸別収集の形がとられています。町内会ごとの集団回収も一部で実施されており、この取組を拡充することも考えられると思います。さらに、ステーション化について町民の意見を広く募集するために、意見

交換会や説明会を実施する必要もあると考えられます。このような具体的な取組の検討はされていますでしょうか。

【答弁：町長】

ステーション化を行っている町内会は計根別町内会も実は行っておりまして、今言われたようにですね、できる範囲から資源ごみでありますとか、できる範囲からなるべく丁寧な説明を行いながらですね、ステーション化につながるように努力をしてみたいというふうに考えております。以上です。

令和7年6月定例会一般質問

通告 6

質問 終活支援体制の強化を

5 番 ひらやま ひろみ 平山 光生 議員

【質問：平山 光生 議員】

5 番、平山光生です。終活支援体制の強化について質問させていただきます。

中標津町では令和4年度に住まいのエンディングノート
を策定し、空き家の発生抑制や相続整理を目的とした終活
支援が進められてまいりました。この取り組みは不動産の
管理や意思表示に関する備えとして、大変意義のあるもので
す。



一方で、町民からは親族が近くにいない、自分の最期をどう迎えたらいいかかわからない
といった声もあり、人生全体に関わる終活、特に医療、介護、看取り、葬儀、納骨、死後
手続に関する不安や相談ニーズが広がっています。また、本町でも合葬墓整備の際の問合
せが多かったように、終活そのものへの関心が高まっていることがうかがえます。

このような背景を踏まえ、町民の備えと安心を支える支援体制の充実の必要性から、以
下の2点を質問させていただきます。

質問 終活用エンディングノートの整備を

答弁 出前講座等でエンディングノートの周知・啓発を行います

5 番 ひらやま ひろみ 平山 光生 議員

【質問：平山 光生 議員】

1 点目、終活用エンディングノートの整備について質問いたします。

中標津町が策定した住まいのエンディングノートは、不動産に特化した終活支援として
有意義ですが、人生全体に関わる備えとしては、医療、介護、看取り、葬儀、納骨などの
希望を記録できる包括的な終活用エンディングノートの整備が必要であると思います。

例えば枚方市では、わたしの思い手帳、人生会議まるわかりガイド、終活ガイドの発行や民間事業者と連携してエンディングノートを作成、全戸配布と講習会を組み合わせで展開し、市民の反響も大きかったとされています。

中標津町においても出前講座などの場で、エンディングノートの書き方や終活全般について学べる機会を設けることで、町民の不安軽減や備えの促進に大きく寄与するものと考えます。

そこで包括的なエンディングノートの作成、配布及び出前講座等での終活支援内容の導入について、町長の考えを伺います。

【答弁：町長】

平山議員御質問の終活用エンディングノートの整備をにつきまして、御答弁申し上げます。

本町では、第9期高齢者福祉・介護保険事業計画における地域包括ケアシステムを推進する中で、高齢者の医療・介護・住まい・生活支援などにつきまして、関係機関との連携による総合相談支援を実施し、社会参加につながる介護予防活動の充実を図ることで、住みなれた地域で安心して最期まで暮らし続けることができるよう取り組んでいるところであります。

エンディングノートにつきましては、遺言書のように法的効力はないものの、もしものときの備えとして、医療・介護の内容や終末期の希望、亡くなった後の葬儀・納骨などの希望、または遺産相続、自分の趣味やライフスタイルなどを記載しておくことで、緊急時における希望などを家族や周囲の方に伝えることができます。また、自分の思いや希望を掘り起こして、自分がどのような老後を過ごし、どのような最期を迎えたいのか、そして、その思いを実現するためにはどのような準備が必要なのかを、記載過程において考えていただくことに大きな意味があると考えております。

現在、法務局と司法書士会が共同で作成された無償のもの、民間による有償なものなど、様々なエンディングノートが作成・提供されているところです。今後の相談支援や出前講座の機会において、これらのエンディングノートの周知、利用につきまして啓発を行ってまいりたいと考えております。

今後、本町独自のエンディングノート作成の必要性、その他終活の支援などについて、次期高齢者福祉・介護保険事業計画の策定における課題として取り上げ、研究調査を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただけるようお願い申し上げます。以上です。

【質問：平山 光生 議員】

5 番、平山光生です。再質問させていただきます。

御答弁では、法務局作成のものや民間のエンディングノートを活用しつつ、出前講座等で周知啓発を行っていくが、本町の独自のエンディングノートの作成の必要性は今後検討していくということでした。

一方で、身寄りのない方が自分の最期を中標津町で迎える覚悟を持って相談に来られたケースにおいて、ノートの内容以前に何を書けばいいかわからない、手続の流れがよくわからないといった不安の声も実際にあると聞いています。無料で手に入るエンディングノートは多数存在しますが、そういった方にとって本当に必要なのは、町内で利用できる相談窓口、支援制度の情報が整理された資料であり、それをノート記入の際の手引として提供することで安心感が大きく変わると感じております。

例えば、生活支援や見守り、福祉サービスの相談窓口や合葬墓、中標津町内の制度など、情報をまとめた資料を作成し、エンディングノート記入時の参考資料として配布、出前講座や窓口相談時の基礎資料として活用することで、実質的な人生の備え支援に一步近づくのではないのでしょうか。

そこで改めて伺います。本町独自のエンディングノート作成の必要性を検討する期間ですね、中標津町の制度、相談先を一元的にまとめた終活支援資料の作成することについて、今後の対応や可能性を検討できないか考えを伺います。

【答弁：町長】

再質問にお答え申し上げます。

先ほど申し上げました次期高齢者福祉・介護保険事業計画が、これ直近に迫っておりますので、その中でアンケートをとりながらですね、必要性について検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

質問 終活登録制度の導入を

答弁 本町の実情に合わせた制度導入を検証してまいります

5 番 ひらやま ひろみ 平山 光生 議員

【質問：平山 光生 議員】

5 番、平山光生です。2 点目の質問、終活登録制度の導入について質問いたします。

神奈川県横須賀市では、2015年からエンディングプラン・サポート事業を実施しており、身寄りのない高齢者があらかじめ緊急連絡先、かかりつけ医、葬儀等の生前契約先、事前に医療・ケアについて意思表示をするリビングウィル、人生の最終段階における事前指示書や、遺言書等の保管場所、墓の所在地など、自分の希望を登録し、行政と協力事業者が死後事務などをサポートする、わたしの終活登録制度を運用しています。

この制度により、万一の際、混乱防止や行政の対応の明確化、そして何より高齢者本人の安心感につながっているとのこと。実際に、同居家族のいない高齢者が緊急搬送された際に、この終活情報として登録していた親族の連絡先を伝えることで入院できた事例や、亡くなった人の親族が把握していない故人の友人の連絡先が緊急連絡先に登録されていたことから判明し、葬儀の連絡ができた事例、遺言書や墓の場所を問い合わせることで発見することができた事例もあるようです。

また、枚方市では、ひらかた縁ディングサポート事業において、終活情報登録をはじめ、見守りや入退院支援、預託金による葬儀や家財処分、届出を行うサービスを社会福祉協議会へ委託にて行っています。

本町においても、高齢化・単身化が進む中で、本人の希望や死後の連絡先などを行政に登録できる仕組みがあることで、遺された方や行政・地域包括などの関係機関も円滑に対応できるようになると考えます。

そこで、終活登録制度の導入について、町長の認識と今後の検討方針を伺います。

【答弁：町長】

平山議員、2点目の御質問の終活登録制度の導入をにつきまして御答弁申し上げます。

ひとり暮らし高齢者などが救急搬送され、医療機関から町に緊急連絡先などの情報提供が求められた際には、町が70歳以上のひとり暮らし高齢者などに登録を促している災害時要援護者台帳による登録情報、並びに各種高齢者福祉・介護保険サービスによる情報の提供により対応しているところでございます。なかでも、身寄りがいない方が亡くなられた場合の火葬などの手続に関しましては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法並びに墓地埋葬等に関する法律により、死亡地の市町村長が行うことと規定されており、引き取り手のないご遺体の火葬から埋葬までを当町で行っております。

遺留金などの取扱いにつきましても、厚生労働省・法務省による手引きにより事務手続を行うところですが、法の整備が進んでいない状況にあって、これら手続を進める上で苦慮する一面があるのは事実でございます。

こうした中、全国的に身寄りのない高齢者を支援する民間サービスの需要が高まり、国

においては消費者トラブル防止のため、高齢者等終身サポート事業者ガイドラインが作成されました。

また、本年5月には、厚生労働省の有識者検討会において、身寄りのない高齢者の支援強化に向けた報告書がまとめられ、入院時や死亡後の事務手続支援などを社会福祉協議会などによる運営を想定し、今後の法改正により社会福祉事業と位置づけ制度化する方針が示されたところです。

本町におきましても、ひとり暮らし高齢者の増加や親族間のつながりの薄れなどを背景に、身寄りのない高齢者が増加することで対応の明確化が必要になっていると考えております。

終活登録制度の導入につきましては、先進地自治体の取り組みを参考にし、今後の法改正をもとに、関係機関と連携を図りながら、本町の実情に合わせた終活登録制度の導入について検証してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。以上です。

【質問：平山 光生 議員】

5番、平山光生です。再質問させていただきます。

今後、制度化する方針が示されていることは理解しております。しかし、全国的に制度化が進む前段階だからこそ、町独自で小規模に始めるモデル的な制度運用が重要だと考えます。

特に本町においては、これまでも社会福祉協議会や地域包括センターとの連携を通じて、地域に根差した支援体制を築いてきた実績がございます。だからこそ、対象者を限定した形であっても、終活登録制度や死後事務支援の試行的導入は、現実的かつ実行可能な選択肢であると考えます。加えて、現在国では、2026年度をめどに法改正が予定されており、制度の運用開始は早くとも2027年度以降と見込まれています。このタイムラグを活用し、今のうちから町独自で段階的なモデル制度の試行運用に着手することは、将来的な制度導入に対する町の備えとしても非常に有意義であると考えられます。

そこで改めてお尋ねします。中標津町として、終活支援に係る制度の試行的導入を検討するお考えはないか、町長の考えを伺います。

【答弁：町長】

再質問にお答え申し上げます。国の導入が2年後ということですので、町のほうでも努力してやっても、結果的にはそれに近づくようなことになるんじゃないかという

ふうに思われますので、国のほうに遅れを取らないように、しっかりと研究を重ねてまいりたいと思います。以上です。

令和 7 年 6 月 定例会 一般質問

通告 7

質問 実効性のある景観条例について

3 番 くりす ようすけ 栗栖 陽介 議員

【質問：栗栖 陽介 議員】

3 番、栗栖陽介です。実効性のある景観条例について、矛盾や違和感を感じましたので、関連した質問を 3 つに分けてお聞きします。



質問 太陽光発電事業者の所有権移転等の責任ある管理体制を

答弁 国や道などと連携し対応に努めてまいります

3 番 くりす ようすけ 栗栖 陽介 議員

【質問：栗栖 陽介 議員】

一つ目の質問として、当町での太陽光発電事業者の所有権移転等の責任ある管理体制について質問させていただきます。

町民の方たちから、再エネ賦課金が課されて電気代がさらに高くなって困っている。当町でもメガソーラーパネルが増え続けているということは、全国的にも増えていることが予想されており、今後、再エネ賦課金の値上げが心配だという声を聞きました。

近年、各種メディアでも報道されているように、太陽光パネル廃棄問題が取上げられています。詳細としましては、2030 年代半ば以降からは大量廃棄のピークを迎えることで、所有者不明、放置、不法投棄、適切に管理されないなどの懸念があるためです。海外資本家からお金を集めて、外国資本の投機目的での太陽光発電事業が事業所の倒産、事業者の変更、事業承継などにより適切な管理がなされない施設が生じるリスクも懸念されます。

また、太陽光発電事業は参入障壁が低いために、従来の発電事業者だけではなく、様々

な事業者が取り組みやすく、なおかつ事業の途中で事業主体が変更されることが比較的多くあります。それゆえに放置、不法投棄につながっていると認識しております。実際に全国のような事例で散見されております。固定価格買取制度F I T終了後の管理責任や災害時の安全確保、環境確保の観点から、事業者の状況を正確に把握することは、自治体の重要な課題であると私は認識しております。

そこで、以下の点について質問いたします。当町における太陽光パネルの廃棄処分の受皿になる事業所、経済産業省や資源エネルギー庁との情報連携、金融機関、電力会社との情報連携、他の自治体における先進的な取組事例、当町での事業者の変更の事例件数、事業者の状況変化、事業者の変更に対しての把握、責任ある管理体制を確保するための取組と今後の方針、設置から年数が経ったものに対して、自治体として把握し記録に残さなければならないのではないのでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

栗栖議員御質問の太陽光発電事業者の所有権移転等の責任ある管理体制について御答弁申し上げます。

我が国における再生可能エネルギーの主力である太陽光発電は、2012年に固定価格買取制度F I Tが開始されて以来、導入が急速に拡大しておりますが、太陽光発電で使用する太陽光パネルの製品寿命は25年から30年程度とされていることから、栗栖議員御指摘のとおり、2030年代半ば頃から使用済太陽光パネル等の発電設備の大量廃棄が見込まれております。

この大量廃棄をめぐっては、使用済パネルの放置、不法投棄や有害物質の流出、拡散、最終処分場の逼迫などの懸念があり、国や関係機関において対策が検討が行われているところであります。

そもそも太陽光パネルの廃棄処理は、ほかの事業と同じように発電事業者や解体事業者が責任を持つことが原則であり、再エネ買取価格は廃棄に必要な費用を盛り込んで設定されています。2022年7月には、経済産業省の太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度により、10キロワット以上の事業用太陽光発電を運営する事業者及びこれらの事業者との間で特定契約を締結する電気事業者に対して、太陽光発電の廃棄費用の積立が義務化されるなど、事業終了後の適正な廃棄処理に向けた措置が図られたところです。

町内における太陽光パネルの廃棄処分の受皿になりうる事業所につきましては、町内のみならず、根室管内に産業廃棄物の管理型最終処分場は存在しないことから、当地域での処分は現状不可能であります。また、事業者変更の事例件数等については、国で管理把握

されておりまして、町では把握しておりません。

栗栖議員より事業者の状況を正確に把握することが自治体としての重要な課題として、国や関係機関との連携、先進自治体との取組、事業者情報の管理などについて御質問いただいているところですが、町としましては太陽光発電設備の計画認定や計画変更の事務は経済産業省・資源エネルギー庁が直接担っておりますので、経済産業省のホームページで公表している再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報などをもとに、事業者の状況を把握するとともに、国や関係機関、先進自治体の動向を注視しつつ、事業終了後に太陽光発電施設が放置されたり不法投棄につながることをないように、国や道などと連携しながら対応に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

質問 景観・環境に対するより深い理解を

答弁 町民感覚との乖離・致命的な欠陥があるとは考えていません

3 番 くりす ようすけ 栗栖 陽介 議員

【質問：栗栖 陽介 議員】

二つ目の質問として、景観・環境に対するより深い理解をについて質問いたします。

昨年 12 月定例会で長渕議員の一般質問での答弁で、町民の安全・安心の生活環境を守り、不安の解消、本町の自然と景観を守るとお示しいただきました。

先日、中標津の景観と環境を考える会という町民の会からの相談を受けました。現在、当町では景観条例がありますが、メガソーラーパネルがあちこちで大量に設置されてきて、景観条例の景観を守ることと実情は違うのではないかと。近隣にメガソーラー発電所建設計画が進み、戸惑いと憤りを感じると言われました。

私は景観と環境は国民・町民の財産であり、子どもたちにつなげていかなければならないものであり、もちろん現行法では規制する法律はありません。しかし、今だけ、金だけ、自分だけの考え方では、未来へはつなげていけないと認識しております。

そこでまず、議論の前提となる町の理念とルールについて、事実を 2 点説明させていただきます。1、最初に制定された景観条例には前文がありました。現在はありますが、町のホームページで見ることができます。中標津町の景観を守る精神は、この前文に表されていると思います。この景観条例の前文には、中標津の景観は先人たちの開拓の歴史と私達の日々の営みを映し出すものであり、取り扱いによっては失われてしまう貴重な財産である。また、中標津町の風土に調和した良好な景観を形成し次代に引き継ぐという目的

がうたわれ、自然・農村景観区域の項目では、発展を支え中標津を象徴する自然環境、農村環境を守る景観形成を図ると定められています。これは町が町民に約束した守るべき景観の理想像であると認識しております。

2、その理念を実現するための具体的なルールとして、太陽光発電設備については、高さ5メートル、または面積2000㎡を超えるものが届出対象であると定められています。これまで町内で許可されてきた十数件の大規模開発は、届出を受理し景観審議会にも報告され、景観形成の基準に適合した後に工事が着工されてきた。先ほど御確認いただいたルールを運用した結果、私たちの目の前には、当町の基幹産業である酪農を象徴する牧草地や先人が築き上げてきた防風林につながる河畔林や雑木林が切り開かれ、大規模な太陽光パネルが設置されるという現実が広がっています。

ある論文で、北海道根釧地方野付湾流域における酪農生産が流域土壌及び河川水中の硝酸態窒素濃度に与える影響というものがあります。この論文によると、農地に散布するふん尿の過剰な栄養分が森林や草地でろ過され、河畔林がろ過装置になっているということです。さらに言うと、河畔林があるおかげで、河川に流れて中標津町の海にまで流れていないということです。まさに今、計画中的メガソーラー発電所建設計画の場所が河畔林にあることをつけ加えておきます。以上を踏まえまして、2点伺います。

1、この現実が先ほど町が町民と約束した中標津を象徴する自然環境、農村環境を守るという景観計画の理念と整合性が取れているかどうか、どのようにお考えでしょうか。

2、そのルール自体が景観計画の理念を守るという目的を達成できない致命的な欠陥を抱えているのではないかという点です。高さや面積が基準以下であれば、どれだけ点在して設置されても事実上、いくらでも設置できるという問題点。

また、規則に則って周辺を木で囲うというだけの対策で許可されてしまう基準の緩さが、結果として、条例理念の矛盾につながっていると感じますが、町長のお考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

2点目の御質問であります、景観・環境に対するより深い理解をについて御答弁申し上げます。

本町の景観づくりの取組は、平成3年に持ち上がった開陽台のリゾート開発や耕地防風林が農村景観百選に選定されたことが契機となり、当時の景観検討委員会による検討を重ね、平成6年に中標津町景観形成ガイドラインと中標津町まちづくりガイドラインを策定し、平成9年には中標津町景観条例を施行し道内でも先進的な取組を行ってまいりました。

平成 29 年には、景観法に基づく中標津町景観計画を策定するとともに、景観計画に基づいた景観条例に改正し、それまで町民、事業者、行政が協働で進めてきた景観まちづくりの取組を前提に、地域の特性を生かした魅力ある景観形成と、自然と調和した美しい景観形成を推進しております。

また、本町の太陽光発電施設に関する景観形成基準については、道の景観計画や太陽光電池・風力発電設備景観形成ガイドラインなどを参考に景観審議会で検討を重ね、緑化修景や設置位置、デザインへの配慮など、中標津らしい牧歌的景観や自然環境の維持・保全を図ったところであり、景観計画では景観法に基づく届出対象行為を行う際には、事業者と計画段階から内容について事前相談を行い、景観審議会における審査等を経て、支障がないと判断された場合のみ行為に着手できるとしております。

旧条例の前文に謳われている基本的な理念につきましては、現在の景観計画にも継承されておりますので、景観まちづくりの取組を行うに当たって大事にしていかなければならないことであり、河畔林についても耕地防風林などと同様に農地の保全、水源の涵養、自然環境の保全などの観点からも、開発に当たっては森林法や河川法などの法令を遵守していただく必要があります。

本町では、景観形成の円滑な推進を図るために景観審議会を設置し、各種団体から推薦を受けた町民や学識経験者などにより、景観施策について協議を重ねて進めてきたところでもありますので、これまでの太陽光発電施設の景観形成基準が著しく町民の感覚と乖離していたり、致命的な欠陥があったとは考えておりません。

近年、他の自治体で検討が進んでいる太陽光発電に関する条例化やガイドラインの策定の動き、今後の太陽光発電に関し、制度の見直しや景観を取り巻く情勢の変化など、景観形成基準の見直しが必要となった場合には、本町の景観と自然環境を守りながら、事業者などによる太陽光発電などの土地利用開発、いわゆる保全と開発のバランスを念頭に、適切な対応を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。以上です。

質問 太陽光パネル廃棄問題に適切な対応を

答弁 国の制度の充実を求めてまいります

3 番 くりす ようすけ 栗栖 陽介 議員

【質問：栗栖 陽介 議員】

三つ目の質問として、一つ目の質問を踏まえた上で、太陽光パネル廃棄問題に適切な対応をについて質問いたします。

昨年 12 月定例会の長渕議員の一般質問で、太陽光パネルにはカドミウム、ヒ素、鉛、セレンなどの猛毒物質が含まれていることから、環境汚染問題についての指摘があり、当町としても有害物質と認識しているとの見解を示されました。また、環境汚染問題についての質問の答弁では、関係行政庁と連携しながら対応を図っていくと示されました。

太陽光パネルに含まれる猛毒とひとえに言っても、成分名だけでは危険性がわかりづらいので簡単に御説明いたしますと、カドミウムは骨の変形、激痛、いわゆる四大公害病のイタイイタイ病、ヒ素は消化器系、鉛は内臓、セレンは神経系の障害の症状が報告されています。町として町民にも危険性の周知をしていただきたいところであります。

太陽光パネルの廃棄についてですが、当然ながら廃棄費用は事業者が費用の確保をし、責任を持って適切に処分できるものと考えております。しかしながら、廃棄費用の積立をしていた事業者は全国で 2 割くらいだったため、2022 年 7 月から固定価格買取制度 F I T の認定を受けた事業者は、廃棄費用を積み立てるという制度が義務化されました。F I T は 20 年契約ですが、契約終了の 10 年前から売電分からの積立となります。ということは、契約を開始してから 10 年未満は廃棄処分費を積立していないことになります。

もしその事業者が契約 10 年未満の時に大規模災害が発生してパネルが破損し、猛毒が河川に流れ出て下流域の標津町の環境汚染や漁業被害が出た場合、所有者不明、連絡が取れない、廃棄費用がない、もちろん本来は事業者が責任を持って処理を義務づけられていますが、そういった場合の行政としての役割として、町が片づける撤去費用が発生する場合は、本来発生すべきではない町民の税負担になるのではないかと私は懸念しておりますが、町としての見解をお聞かせください。

【答弁：町長】

三つ目の質問の太陽光パネル廃棄問題に適切な対応をについて御答弁申し上げます。

太陽光パネルの適切な処分に関しましては、事業者において廃棄費用の捻出、処分の責任が伴うものであり、1 点目でも申し上げましたとおり、太陽光発電の制度につきましては、経済産業省が中心となり進められているところであります。

大量廃棄をめぐるっては、原則、産業廃棄物である太陽光パネルの処分先は、産業廃棄物最終処分場が想定されておりますが、3 R、抑制リデュース、再使用リユース、再生利用リサイクルの考えのもと、国においてリサイクルの取組や検討も進められております。パネル放置や大量廃棄は将来の懸念として難しい問題ではあります、これまで容器

包装やテレビやエアコンなどの家電、自動車など、リサイクルが義務化されており、太陽光パネルにおいても大量廃棄するのではなく、リサイクルの方向に進むよう期待するところであります。

また、積み立てをしていない事業者が連絡も取れず、太陽光パネルの処理ができない場合における町による撤去作業と発生する費用の問題につきましては、将来の課題として国や関係機関と連携し適切な対応が必要と認識しておりますが、太陽光パネルに限らず、制度から逸脱したりルールを遵守しないことから生じる問題や不法投棄に対しまして、これまでも警察や北海道と連携しながら対応してまいりました。事業者が設置する太陽光パネルは規模や発生量も多大であることから、従前のような不法投棄対応では難しいため、議員御指摘のとおり町が撤去費用を大きく負担するようなことにならないよう、原因となる所有者不在の大量廃棄や不法投棄を未然に防ぐため、今後の国の対策など動向を注視するとともに、制度の充実を求めてまいりたいと存じます。

また、太陽光パネルが大きく破損した場合などによる環境汚染問題や有害物質の危険性につきましては、既に国などからも情報発信されているところではございますが、町としても町民のみならず、事業者に対しましても情報提供を図ってまいりたいと存じておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。以上です。

【質問：栗栖 陽介 議員】

3番、栗栖陽介です。再質問させていただきます。

ただいま、町が撤去費用を負担することにならないよう、国に制度の充実を求めてまいりたいと御答弁いただきました。釧路市、根室市では太陽光パネルに関する市独自の条例をつくと新聞に掲載しておりました。

当町でも、もし条例制定の機運が高まったときには、中標津独自の条例をつくるべきと思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

【答弁：町長】

再質問にお答え申し上げます。

根室市、釧路市で作った条例と言いますのは、環境に関する場所の問題等の条例でございまして、当町に直接それが当てはまるかどうかというのは、また難しいところではありますが、いずれにしましても廃棄等につきましては、しっかりとですね、国・道と連携しながら、将来に向けて不安のないように対応できるように努力してまいりたいと思います。以上です。

令和 7 年 6 月 定例会 一般質問

通告 8

質問 移住者や子育て世帯などへの防災意識向上を

答弁 災害への備えを強化できるよう進めてまいります

2 番 ^{あ べ さ き} 阿部 沙希 議員

【質問：阿部 沙希 議員】

2 番、阿部沙希です。移住者や子育て世帯などへの防災意識向上をについて質問させていただきます。

今年 3 月、私たち議会の全員協議会において、江口防災士による災害図上訓練 D I G を活用した防災力向上講座を受講いたしました。この講座では、実際の災害を想定しながら、地図上に付箋を貼ったりマジックペンで色分けを行ったりして、被害の想定や必要な備え、危険箇所などについてグループで意見を交わしました。図上訓練を通じて視覚的に状況を把握しやすくなり、参加者同士の多様な意見を共有することで新たな気づきも得られ、防災への意識が大きく高まったと実感しております。



こうした中、昨今は全国的に地震が頻発しており、北海道でもその発生回数は増加傾向にあります。特に懸念される南海トラフ巨大地震ではマグニチュード 9、震度 6 弱から 7 の激しい揺れ、最大 34m を超える津波が想定されており、被害人口は最大 6800 万人、死者数はおよそ 29 万 8000 人と予測されています。一方、日本海溝・千島海溝沿いで発生する巨大地震も深刻な被害が予測されており、死者数は最大 14 万 9000 人とされています。中でも北海道の沿岸部は甚大な被害が想定されており、例えば釧路市では最大 8 万 4000 人、人口の約半数が犠牲になるとされ、根室市でも最大 2300 人の死者が見込まれています。特に注目すべきは、日本海溝・千島海溝地震において、人口に対する死者数の割合が極めて高いという点です。これは、災害後、生き残ることが困難である可能性が高いという極めて深刻な現実を私たちに突きつけています。さらに、発災後には 3 日以上 の停電や 1 週間以上の断水が予測されており、自助による備えが不可欠です。

こうした状況においては、地形や地域の特性に不慣れな外国人や転勤族、子育て世代にとって、災害時の的確な判断や行動が難しい場合もあります。そのため、誰もがわかりやすく防災を理解・体験できるよう、視覚的に効果のある図上訓練の機会を積極的に提供し

ていくことが重要です。例えば、外国人向けには岩谷学園などを通じた防災講座の開催、子育て世帯には児童館まつりや地域イベントの際に防災ブースを設けるなど、日常生活の中で自然に防災意識を高められる機会づくりが有効だと考えます。ちなみに令和6年度に町内会単位で実施された防災出前講座は、11月20日にしるべつとで開催された全町連女性部研修の1回のみでした。一方で、町内の小・中学校や建設業界などの団体への出前講座は、計14回行われたと伺っております。町としては、図上訓練の実施や町内会単位での講座の充実、さらには未加入世帯、外国人、転勤族、子育て世帯へ向けた防災意識向上をどのようにお考えでしょうか。町長のお考えを伺います。

【答弁：町長】

阿部議員御質問の移住者や子育て世帯などへの防災意識向上をにつぎまして御答弁申し上げます。

災害が発生した場合は、自らの安全を迅速に確保することが不可欠であり、防災において自助が最も基本的かつ重要な要素であります。そのことから、住民の自助の取組を促進するため様々な施策を実施しておりますが、御質問の転入者や外国人住民に対しましては、転入手続のときの防災ハンドブックの配布のほか、外国人住民にはやさしい日本語版に加え、6か国語に対応した防災パンフレットを作成しホームページからもダウンロード可能な体制を備えているほか、今月には外国人住民向けに岩谷学園東北北海道IT専門学校にて、防災啓発活動を行う予定であります。

また、学校に対しましては、職員が学年別に防災学習を実施し、児童生徒を通じて家庭や地域社会における防災意識の向上にも寄与する取組を行っております。さらに、町の観光イベントにおいて、賞味期限が近づいた備蓄食料品に防災に関するパンフレットを添えて配布するなど、広く住民の啓発活動にも力を入れております。

このほか、出前講座では御質問にありました図上訓練のほか、防災に関する基礎知識の講話、防災まち歩き、避難所設営訓練など、実地訓練を含む多様なプログラムを提供しており、町からの一方的な情報発信にならないように配慮した学びの場として実施をしております。

町内会への出前講座は、令和5年は6件開催し113名もの多くの方々に受講いただきましたが、令和6年度は町の総合防災訓練や北海道防災訓練といった大型訓練への対応のため、出前講座の開催が少なくなったものでございます。

防災意識の向上は御質問いただいた対象者に限らず、町民全体へ図られるよう、前述いたしました取組に加え、あらゆる機会を捉えて防災への啓発、啓蒙に努めてまいります。

防災への取組は行政だけで完結するものではなく、地域全体で支え合うことが不可欠です。そのため、防災訓練や防災学習は、防災の重要性を深く理解している 48 名の地域防災リーダーの皆様と連携しながら進めております。こうした協力を通じて、地域の防災力を高め、住民一人ひとりが災害への備えを強化できるよう進めてまいりますので、御理解と御協力をいただけるようお願い申し上げます。以上です。

令和 7 年 6 月 定例会 一般質問

通告 9

質問 中標津町の基幹産業である農業経営体の減少の認識と対策について

答弁 選ばれる就農先として取組強化を図ります

4 番 ながぶち 長 渕 ゆたか 豊 議員

【質問：長 渕 豊 議員】

4 番、長 渕 豊です。中標津町の基幹産業である農業経営体の減少の認識と対策についてということで質問させていただきます。

令和 5 年 11 月に出された北海道立総合研究機構の推計によれば、中標津町の農業経営体は 2025 年で 234 戸であるが、10 年後の 2035 年には 175 戸まで落ち込み、減少率は 35.3%

と、近隣の市町村に比べて減少率は緩やかではあるものの、現実的に厳しい予測が出されております。

この現状に対する認識と、今後の担い手対策についての町長のお考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

長 渕 議員御質問の中標津町の基幹産業である農業経営体の減少の認識と対策につきまして、御答弁申し上げます。

本町の農業経営体につきましては、近年、規模拡大による酪農経営の増加により 1 戸当たりの飼養頭数の増加が見られ、効率的な生産体制と高い生産性の向上に寄与しているところでございます。

しかしながら、本町における酪農経営体の減少につきましては、全国的な傾向として高齢化や後継者不足という問題が進んでいる中、本町におきましても同様の問題が深刻化しているものと改めて認識をしております。

本町における担い手対策といたしましては、意欲と能力を持つ多様な担い手や人材を確保するため、民間事業者と連携を図りながら、都市圏で開催される就農フェアに出展し、新規就農希望者などの相談対応を行うことで、酪農実習や酪農体験の支援内容など、本町



の酪農について広く周知しているところではございますが、十分な担い手の確保には至っていない状況であり、大きな課題と捉えているところでございます。

このような背景を踏まえ、本町としても持続可能な農業を維持していくためには、さらなる取組の強化を図る過程にあるものと理解しておりますので、引き続き関係機関とのさらなる連携を深め、若い世代を中心に本町の農業の魅力を伝え、外国人材の受入れや多様な担い手の確保も視野に入れながら、選ばれる就農先を目指して、継続した就農フェアへの出展や大学訪問などを通じて、担い手の確保に向けて注力してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。以上です。

【質問：長瀬 豊 議員】

再質問させていただきます。

新規就農を目指す方をどのようにリサーチしてどこから呼び込んでくるのかという、様々な努力はしてるのはわかっております。

しかしながら、もっとやらなければならないということと、あと農業の魅力を内外に発信していくということが、新規就農者と担い手を呼び込む上で必要なことから、都府県の担い手センターなどに拠点を設けることが必要と考えます。

また、呼び込んだ方々に将来が描けるスケジュール感と酪農の現状把握をじっくり体験していただくというために、選ばれる地域としてどのように具体的に行っていくのか、町長の見解をお聞かせください。

【答弁：町長】

再質問にお答え申し上げます。

現在、本町には中標津町担い手育成総合支援協議会が設置されておりまして、構成員は中標津町と両農協、また、農業委員や必要な個人団体から構成をされているところでございます。

この協議会では、担い手の育成や確保について検討を行うこととなっていることから、今後、就農を考えている方に、就農までのスケジュール感などがわかるパンフレットの作成や首都圏で展開しておりますふるさと回帰支援センターなど、周知場所の確保を検討してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。